

昭和二十七年四月十八日(金曜日)午前十一時二十七分開会

出席者は左の通り。

内閣委員

橋尾 龍君

楠見 義男君

赤松 常子君

上條 愛一君

三好 始君

地方行政委員

西郷吉之助君

委員

中田 吉雄君

理事

愛知 揆一君

石村 幸作君

高橋進太郎君

岡本 愛祐君

館 哲二君

若木 勝蔵君

林屋龜次郎君

石川 清一君

國務大臣

大橋 武夫君

政府委員

警務予備隊長 江口見登留君

本部次長

本日の會議に付した事件
○警務予備隊令の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長代理(西郷吉之助君) それでは只今より内閣・地方行政連合委員会を開会いたします。

本日は警務予備隊令の一部を改正する等の法律案を議題に供するわけであります。それに関連いたしまして近く提出するべき保安庁法、保安庁設置法等の關係法案がございますので、先ず大橋國務大臣よりこの問題について概略御説明を願います。

○國務大臣(大橋武夫君) 當委員会におきまして御検討を頂いております海上警備隊設置に關します海上保安庁法の改正並びに只今議題となつております警務予備隊令の一部改正法律案、これらの法案に關連いたしまして政府の行政機構改革に伴います保安庁の設置という問題とこれは關連をいたして参ります。その点につきまして特に御参考となるべき事項を御説明申上げたい、かように存しておる次第でございます。説明の便宜といたしまして、保安庁設置要綱案というものを一応お手許に配付いたした次第でございます。この要綱は、なお事務當局において検討いたしまして、只今關係各省と折衝をいたしておる段階でございます。従いまして閣議においてかような要綱を決定するまでの運びに現在至つておらないということをお含みおきを願つておきます。只今からお手許に配付いたしました保安庁設置要綱案について簡単に申上げたものと存じます。御承知のごとく、警務予備隊と今回新設せらるべき海上警備隊とは、いずれも国内治安の目的のために設けるものでございまして、而もそれは常時活動をするという性質のものでなく、いずれも治安上特別の必要がある場合に

おきまして、特に内閣總理大臣の命令を受けて行動をするということを目的としたしておるのでございまして、この点におきましては、国内治安の担当機關といたしましては、一般的に、平常的な機關に比較いたしまして、これは補充的な、従つて又非常事態的なものであるということが申上げ得るものと存するのでございまして。而して、かような点におきましては、この予備隊と警備隊とは、いずれも同一の性格を持つておる機關であるということが申し得ると存するのでございまして。従いまして、この同一の性格を持つておる一つの行政機構の下に統括いたし、これらの職務を一体的に運営するということとが能率的である、かように政府は考えた次第でございます。この考え方に従いまして、政府は今回一般行政機構の一環といたしまして保安庁を總理府の外局として設置をいたす、この新機構において警務予備隊並びに海上警備隊の事務を掌らしめるようにいたしたい、こう考へるわけでございまして。而して海上警備隊を運営管理いたします以上は、これと最も密接不可分の關係にございまして海上保安庁の從來からの事務であります航路警戒の事務も又、この海上警備隊と併せて新機構において管理するがよろしかろうと考へるのでございまして。そうして別に現在海上保安庁の警備救難に關する事務というものがございまして、これはやはり陸上の機關について考へますと、警務予備隊というよりはむしろ普

通警察に近い性格を持つておるものであり、これだけは非常時的な或いは警察に対する補充的な仕事でなく、平生の警察的な仕事であるわけでございまして、併しながら海上の性質をいたしまして、船というものを扱うわけでございまして。そうして海上警備隊において船を持ち、又警備救難に必要な船を別に持つというようにすることに相成りますと、御承知の通り我が国の実情といたしまして、行政機關において持つております船というものは非常に限られております。そうして又、別々の機關がそれぞれ、別々に船を持つていうことは、目的の上から申しますと、極めて能率的であることは間違いないと存じます。併し何分にも僅かの船を分けて持つということは、船全体の管理という面から申しますと、非常に不経済にもなりましますと、又現在としてどちらか船がないために、十分な活動ができないというところになる虞れもございまして、特に海上におきましては、普通警察的な仕事に近い仕事ではございまして、警務予備隊に關する事務だけはこの警務予備隊並びに海上警備隊を管理いたします新らしい保安庁にこの仕事を移して参りたい、こう考へておるわけでございまして。その理由は、警備救難の仕事は本来保安庁においてやるのが適當である、そういう性質の仕事とは考へておられません、併し船でやるという点から申しますと、船の経済的な、有効な能率的な利用ということが今日必要であると考へますので、そういう

観点におきまして特にこの仕事は保安庁に移すようにいたしたいと考へておるのでございまして。保安庁の本庁といたしましては、この要綱案に掲げてございまして、長官及び次長のほかに官房、各局、又第一幕僚監部、第二幕僚監部及びその附屬機關であります保安研修所、保安大学、技術研究所等からなつておるのでございまして。長官及び次長並びに官房、各局は保安官又は警備官以外の職員を以て構成し、幕僚監部は主として保安官及び警備官その他所要の職員を以て構成し、官房及び各局の長は保安庁の基本的事項についての企画、立案及び審査の任務を主として遂行することにしたいたし。幕僚長は、長官の指揮監督を受けて幕僚監部の事務を掌理いたしまして、保安隊又は警備隊の職務についての専門的事項について研究立案をし、長官に対して専門的な助言を行ひますようにいたすのであります。又長官の命令を保安隊又は警備隊の部隊その他の機關に執行せしむる、その命令下達の機關といたすつもりでございます。それでありましますから幕僚長というものは、長官に対しまして専門的な助言者でありましますと共に、その命令を部内に実施するものでございまして、これは指揮官ではないので、命令下達機關であります。従つて保安隊及び警備隊の指揮官たる性質を持つておるものは長官であります。併し、その長官の指揮上の命令を伝達する機關は幕僚長である、こういう考へ方でございまして。なお幕僚監部が長官に対して専門

的な立場から助言するに当りましては、官房、各局と必要な調整を行わしめまして、いわゆる文官優位制と申しますか、シビリアン・コントロールをなすようにしたいと存しておるのでございます。

次に長官の指揮監督の下に保安隊及び警備隊の部隊その他の機関を置くようにしたいと思つてございませう。これらの機構は、やはりお手許に「保安庁機構図」という図を以て簡単に示してございしますから、御参考にお覽を頂きたいと思ひます。長官がこの各部隊に指揮をいたします際は、いづれもそれ／＼の幕僚長を通じて示達をいたすことにいたしまして、命令系統の統一を図りたいと存しておるのでございます。保安庁の発足は七月一日を予定いたしておるのでございしますが、その日に警察予備隊の本部は保安庁の官房各局に吸収されるものと考えられます。又海上警備隊は保安庁の警備隊に切替えられ、警備隊本部関係は海上警備隊本部として保安庁に移管されることになるのでございしますが、ただ警察予備隊の部隊だけにつきましては、昭和二十五年十月及び昨年十月に採用せられた警察官の採用当時約束いたしました任用期間を考慮しまして、十月まで現行法規のまま存続させたい、そうして保安庁法として一応の規定は設ける次第でございします。この警察予備隊の後身と相成るべき保安隊及び保安官に関する規定につきましては、その施行を十月まで延期するようにしたいと考えておるわけでございます。このことにつきまして、やはりお手許に「保安庁と警察予備隊、海上警備隊等との関係表」と

いう簡単な表を差上げてございします。警察予備隊本部は七月一日に廃止せられまして、保安庁の官房各局に切替えられます。それから海上保安庁及び海上警備隊は、これは七月一日に廃止せられまして、保安庁及び保安庁の警備隊に切替えられます。警備隊本部は海上保安庁法にございしますが、これは廃止せられまして、七月一日から海上警備隊本部に切替えになります。ただ警察予備隊の部隊だけは七月一日以後も存続いたしまして、十月十五日に至りましてこの保安庁法による新しい保安隊に切替えられる、それまでの間は現行の警察予備隊令の一部改正する法律に従ひまして、その規定のまま存続をいたす、こういうふうに切替えの点を考えておるわけでございます。

以上簡単にございしますが、一応御説明をいたします。なお御質疑に對し、ましてお答え申し上げたいと存じます。

○委員長代理(西郷憲之助君) なお、警察予備隊令のこの改正案につきましまして、先般政府当局から提案理由の説明を聞きまして、ここで今の大臣の御説明と関連しまして、予備隊令の改正法案についての御質疑をお願いいたします。

○高橋進太郎君 地方行政の關係から一点お聞きしたいのですが、予備隊の人の募集につきましては都道府県知事及び市町村長が政令の定めるところによつて募集事務に関する事項を掌るといふことになつておりますが、この立法趣旨をちよつとお聞かせ願ひたい。

○國務大臣(大橋武夫君) 警察予備隊員の募集につきましては一昨年八月初めて創設いたしました当時、七万五千

人の隊員の募集をいたした次第でございします。當時は警察、殊にこの国家地方警察に一切の事務を委託いたしました。国家地方警察の地方の各機関に募集の事務に當つてもらつた次第なのでございします。昨年の十月に一万五千人を欠員補充のために募集をいたしました。その際には主として警察予備隊の各部隊に當つた次第なのでございします。然るに二十七年度におきましては三万五千人の増員がございしますのと、現在におります隊員はすべてこの八月乃至十月を以てしまして一応の任用期間を終ることに相成ります。この際、警察予備隊を保安隊に切替えるということは只今申し上げました通りでございます。この切替える際に、一応の任用期間が終りました関係上退職をする見込の者が約二万人くらいあるのじやなかろうか。こう考えておるのでございします。さすれば今年におきましては先ず少くとも、三万五千人とこの二万人、合計五万五千人程度の募集をいたさなければならぬということに相成つた次第でございします。警察予備隊の各部隊は現在においては全国的に普遍的な配置をいたす程度に至つておりません。従ひまして募集事務につきましては各部隊だけを頼りにするということとは非常に支障が多い、私どもとしてはそう考えておる次第でございします。従ひまして何らか予備隊以外の機関の御援助を願ふなければ、この多数の募集の仕事を円滑にすることはできない、こう考えておつたのでございします。一昨年の募集の當時のごとく、国家地方警察に全部の事務をお願いするといふことは、今日一般治安の仕事その他がありますので、警察として

も御協力を完全にお引受け頂くということが困難な実情にあるわけでございまして、その代りといひまして何らかの機関を考えなければならぬ、勿論現在の程度といひましては警察予備隊自体が全国各府県にみずからの募集の機関を持つといふことは、その必要は無論なからうと思ひます。そしてそれよりも、むしろ一般行政機関でございします。県庁なり市町村役場といふものに或る程度のお手伝いをお願いする、これが先ず現在の段階としては適當ではないかと、こう考えた次第なのでございします。そこでそれは県庁なり或いは市町村役場にどういう仕事を頼むことになるかということになります。先ず募集をいたしますにつきましては、募集の趣旨の徹底並びに申込書の受付、こういう仕事でございします。この、これを県庁及び市町村役場にお願いをいたしたい、従ひまして、警察予備隊として募集をしておる、こういう人々を募集をするのである、この警察予備隊の使命はこういうことであるといふことを、一般国民諸君に周知させて頂くことについてお手伝いを願ひたいと思つております。それは印刷物等を役場に備え付けて頂くこと、又適當なる個所に募集のポスターを貼附して頂く、こういうことのお手伝いを頂く。又申込書を役場に置いて頂きまして、これを応募者に渡し、記入事項について必要な指導をして頂いた上で、その申込書の受付をお願いしたい。この程度のことを府県、市町村にはお願いしたいと考えておるわけでございます。一部においては、この府県市町村に對する事務の委任といふことは、これによつて各府県なり市

町村なりに応募者の割当をするのではなからうかといふような御推測をなすつかたもあるやうであります。政府といたしましてはそういうことは全然考えておりません。一般国民に趣旨を周知して頂くこと、それから申込書の受付をして頂く、こういうことをお願いするつもりでございします。その後この申込書に基きまして調査をし、それから試験をする、これは予備隊の責任においていたしたいと存じます。但し身元調査等につきましては従来通り警察機関の御援助をお願いしたい、こう考えておるわけでございます。

○高橋進太郎君 私はどうも、地方自治が新しい憲法下において規定された本質と、この事項は非常に反するのではないかと存じます。予備隊は純然たる国家機関であり、従つて予備隊の仕事自体は市町村の自治体とは何ら關係がない事務じやないかと思つております。それを従来のいふやうの旧憲法時代のごとき、自治体を国の行政機関の補助機関として、こうした事務を国家が任意に委託するといふことは、丁度前に兵事事務といふものを役場なり或いは府県をしてやらしめたと同じ趣旨でありまして、どうも我々はこの点について納得できないのであります。特に趣旨の徹底といふことになりまして、いわゆる公共団体の役場自体が、予備隊の本當の事務なり、そういうものを理解するといふことが非常にむづかしいのではないかと、何ら予備隊自体の機構の中に入つていないところの団体が、その趣旨の徹底をするといふことは、非常にこれはむづかしいことであり、且つ又、直接市町村民に接するところの地方市町村とい

た町村なりに応募者の割当をするのではなからうかといふような御推測をなすつかたもあるやうであります。政府といたしましてはそういうことは全然考えておりません。一般国民に趣旨を周知して頂くこと、それから申込書の受付をして頂く、こういうことをお願いするつもりでございします。その後この申込書に基きまして調査をし、それから試験をする、これは予備隊の責任においていたしたいと存じます。但し身元調査等につきましては従来通り警察機関の御援助をお願いしたい、こう考えておるわけでございます。

○高橋進太郎君 私はどうも、地方自治が新しい憲法下において規定された本質と、この事項は非常に反するのではないかと存じます。予備隊は純然たる国家機関であり、従つて予備隊の仕事自体は市町村の自治体とは何ら關係がない事務じやないかと思つております。それを従来のいふやうの旧憲法時代のごとき、自治体を国の行政機関の補助機関として、こうした事務を国家が任意に委託するといふことは、丁度前に兵事事務といふものを役場なり或いは府県をしてやらしめたと同じ趣旨でありまして、どうも我々はこの点について納得できないのであります。特に趣旨の徹底といふことになりまして、いわゆる公共団体の役場自体が、予備隊の本當の事務なり、そういうものを理解するといふことが非常にむづかしいのではないかと、何ら予備隊自体の機構の中に入つていないところの団体が、その趣旨の徹底をするといふことは、非常にこれはむづかしいことであり、且つ又、直接市町村民に接するところの地方市町村とい

た町村なりに応募者の割当をするのではなからうかといふような御推測をなすつかたもあるやうであります。政府といたしましてはそういうことは全然考えておりません。一般国民に趣旨を周知して頂くこと、それから申込書の受付をして頂く、こういうことをお願いするつもりでございします。その後この申込書に基きまして調査をし、それから試験をする、これは予備隊の責任においていたしたいと存じます。但し身元調査等につきましては従来通り警察機関の御援助をお願いしたい、こう考えておるわけでございます。

しましては、いろいろ又誤解も生じ、自治体の行政の遂行上支障を来たすものでないかと思ふので、その辺の御配慮はどういうふうにお考えになつてゐるのか。その点を重ねてお伺いしておきます。

○國務大臣(大橋武夫) 御趣旨は誠に御尤もであると思ふのでございませう。先ほど申し上げました通り、警察予備隊の固有の事務でございませう。これは純然たる国家事務でございませう。従つて本来の建前といたしましては、警察予備隊が固有の募集機関を持ち、そしてその機関が処理するといふことはこれは理想であると考えております。併しながら、何分にもこの募集事務といふものは年間を通じてある事務でございませうので、年中に数回、而も半月なり一月なりの期間だけの仕事でございませう。従いまして、政府として直接にそういうために地方機関を持つといふことは、今の段階としてはどちらかというところ不経済でもあります。又それまでする必要もないのではないかと。そこで如何なる機関にかような事務をお願いするのが適當であるか、こういうことになるわけでございますが、一昨年は国家機関の中で国家地方警察にこれをお願いするといふことをやつてみたわけでございます。警察予備隊の隊員の募集について、身元調査の仕事といふことは相當念入りを要するのでございませうから、そういう意味におきまして、警察にこの募集関係の仕事委任するといふことも考え得ることでございますが、併し国家地方警察は大都市等におきましてはございませうので、却つてそういうところは自治体警察といふこ

とになりますと、これもやはり自治機関になりますと、国の機関ではなくなつてしまふ。で、まあ、どうしても国の機関となりまして、大抵特別の行政機関でございまして、それ／＼極く限られた狭い範囲の仕事をやつておる、例えば農林関係であるとか、或いは税の関係であるとか、或いは労働関係であるとか、いろいろ機関はありますが、どれにお願ひするのも適當でない。まあ募集のことではありませんから、強いて言へば、労働関係の職業安定所といふことも考えて考えられなかつてもないと思ひますが、併しこれとでも、むしろ希望者の多いような農林地帯には配置が少うございまして、都會地を中心にしてきておるもので、配置上から言つても必ずしも適當でない。そこで止むを得ず地方自治法の規定に従ひまして、地方自治体の長に国の機関としての仕事をお願いする、こういうまあ便法を取らざるを得なかつたわけでございます。これはそういう意味から申しますと一つの便法である、こう私も考えております。併し現在の予備隊の募集の状況から見ますと、これが一番適當ではなからうか。併しその場合におきまして、只今お示しのありました通り非常に複雑な仕事であるといふことになりまふと、これは十分な趣旨の徹底を図り、そしてこれを責任を以て遂行して頂くといふことはな／＼むずかしいことである、こう思ひます。それから、募集事務のうち最も第一線的な簡単な仕事だけをお願いしたい。募集についての公告のための掲示を貼つて頂くとか、或いは募集要領を役場に備へ付けて置いて頂いて、希望者が

あつた場合にはそれを渡す、乃至は簡単な説明を加えて頂く、それから出頭書類の受付をして、そしてそれを予備隊の機関へ廻して頂く、この程度の仕事をお願いする、こういうふうな考へておるわけでございます。先ずこの程度の仕事ならば、そう大してお手も煩わしきなし、又そう非常に複雑で、趣旨の徹底を図るために、それがために相當の勉強もしなければならぬといふほどの複雑さ、困難さを持つた仕事ではない。こういうふうなまあ考へておるわけでございます。現在の事情といたしましては、各府県市町村とも大体支障なくお力添えを願つておる、こう予備隊としては考えております。

○高橋達太郎君 どうも大橋國務大臣の御説明では私は納得できないのでありまして、いわゆるそういう国の便宜主義、或いは非常に安易な形において市町村といふものをお使いになつて、この從來の思想が一擲されなかつたところ、私は現在の地方自治体といふものがその健全なる発達を非常に阻害されておるのじやないか。例えば特別調査庁ができて、渉外関係のサービスといふものは特別調査庁が一手にやるんだといふふうになりまして、おるながら、而も法文にきまつておるなら、而も長官の委任と申しますか、或いは長官の依頼によつて都道府県知事が協力せしめられてその事務の一部をやつておる。従つてそのために、渉外関係のいろいろな地方費がかかりますが、それらは一定の枠で国のほうから財源が来て、そうしてそういうふうなやり方、それらの事務をやるいろいろの雑費その他は都道府県で負担して

おる、或いは市町村の実態を見まして、国のほうの予算が削られたというので、裁判所なり或いは検察庁なりの庁舎の建設費の一部を各府県市町村が割当られて寄附をしておる。それが全国的に見ても各府県市町村約五十万円に上る、日本全体にいたしますれば約百億に近いものが、そういうふうな從來のいわゆるお役所、或いは中央から言われたから、どうも御尤もでまあやむを得ない、泣く子と地頭には勝てない、いわゆる長い物には巻かれる主義のものが、今日の市町村といふものの健全なる自治体としての発達を非常に阻害してゐるのであります。こういうふうな都合に、市町村役場を使うことが便宜だからという形において、或いは国の委任になり、或いは団体に對する事務という形で、依然として自治体を国の行政機関の補助団体であるといふ觀念が拭ききれないところ、私は問題の重点があると思ふのであります。従つて今回のごとく、予備隊が更に市町村役場を、或いは市町村長を内閣総理大臣の指揮監督下においてこつた事務を手伝わせるといふことは、これは是非もう一度お考え直しを願ひたいと思ふのであります。これらの事務を仮に委託するといひまして、一体これらの費用なり、そういうものについての御配慮なり何なりはどういうふうにお考えになつておるか、この点も併せてお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫) これは先ほど来申し上げたごとく、現在の事務の事情から見まして、国といたしまして各府県市町村に、必要なる箇所募集の

ための国の直接の機関を置くことが必ずしも現状から見て、必要性的問題又適當かどうかという問題から見まして無理である。そこで府県市町村にお願ひをするといふことになつたわけでございますが、無論これは経費を節約するといふ、乃至は経費を市町村に肩替りしようとするつもりではございませんで、必要なる経費はこれに伴ひまして当然国が負担をする、こういう考へてございませう。従いまして、そのほかにこれらの事務負担、事務の委任をいたしますに伴ひまする実費は國庫の負担とするといふ考へ方を以ちまして、警察機関並びに自治体機関に對する費用の負担といたしまして、予算としては三千万円を考えております。

○高橋達太郎君 どうも國務大臣のお話を聞きましたと、費用も非常に不十分であります、費用の点を差しおいても、私はこの規定といふものはいゝゆる現在の、終戦後の自治体の健全なる発達上非常な支障を来たす規定かと思ひますが、なぜ一体自治体警察なり或いは国家警察なりでこの事務を一手にやるのに非常な支障を来たすかといふことについての、その点がどうもまだわからないのです。……

○國務大臣(大橋武夫) 実は警察につきましては從來から一つの考え方がある、それは、まあ昔の、古い警察法時代におきましては、いろいろ行政事務を警察にこれやあれ、あれやあれといふことでやらして参つたといふやうな実情でございまして、警察法制定に際しまして、警察の仕事といふものはできるだけ警察としてやらなければならぬといふ警察本来の仕事に限るやうに、少くとも警察でなければ

きないような仕事でなきやいかん、こういう考え方があつてございまして、警察として、かような予備隊員の募集という一般的な行政事務につきましても、それだけの手を引きたい、それが新しい警察法の考え方であるというふうな考え方があるわけだ、ございまして、それが理由の一つに相成つております。それからもう一つ、さうな理論上の問題は別といたしましても、最近警察のほうは非常に手不足でございまして、殊に講和発効の後ということになりますと、警察にいたしましては特に出るだけの手を余しておいて、必要な事態に即応するやうな体制を整えたいという希望もあるわけだ、ございまして、かたぐい今回は市町村役場にお願ひできる仕事はできるだけそちらのほうにお願ひするやうにしようがないかということに当事者間で話合つた次第であります。

○高橋進太郎君 どうも大橋大臣の話が納得できないのですが、警察ならば警察本来の仕事をして、そして警察に専念させたい……、それならば市町村のほうもやはり市町村本来の仕事に専念すべきであつて、そしてなせ一体……、警察に關係のある予備隊というものは私は警察の予備隊と承わつておりますが、そのほうは、市町村がひとりの仕事まで手伝わなければならないというのことはどうも納得がいかないと思つております。警察自体が本来の仕事に専念すべきであるというなら、やはり市町村はむしろそれ以上に市町村本来の仕事に私は専念させたいという考え方が政府においてなされるべきであつて、いわゆる自分のほうに専念するから雑用は一つ地方団体にやら

せる、こういうような考え方は、私はいわゆる自治体を非常に、その活動なり或いは育成なりに阻害をさせるものだと思うのであります。第二の、手不足だからという点でありますけれども、私は現在の市町村役場、特に講和後市町村の実態を見ますれば、警察以上にもつと民生に關係があり、その日の仕事の仕度において極めて不十分なところの費用と人によつて、而も国家とは違つた誠に貧弱なところの財政下において無理な仕事をしておるのでありまして、私はむしろ警察と比較するならば警察よりも以上に手不足なのが市町村の実態でありまして、それをも無視してこれらの規定によつて、予備隊のこういう事務を市町村に押しつけるということに誠意が納得が行かないのであります。併しながらそれ以上は、これは意見の相違となりまして、私の質問はこの程度にとどめますけれども、私は重ねてこれらの点を十分お考えの上御再考をお願いいたします。

○若木勝藏君 この際大橋國務大臣に二三の質問をしたいと思つておりますが、その第一点は、今国会におきまして、警察予備隊が軍隊であるか或いは警察であるかということについては、随分これは質問応答によつて論議が戦わされて来たのであります。が、在来の場合には、主として相当な戦力を持つておるのではないかと、だか脱して軍隊になつておるとみなすべきである、こういうふうなことが主問題になつておるのであります。ところが本日御説明のありました保安庁機構を見まして、今度は海上保安庁か

ら、いわゆる海上警備隊が保安庁機構の方面に移管されて来る、そういうふうな方面と併せまして、機構の上からも更に私はこの警察予備隊というふうなものは警察という範疇を超えておるものである、こういうふうな思ふのであります。そこでこの問題は、前のこの連合委員会におきまして私の質問に對して村上運輸大臣が答へました、いわゆる海上警備隊が保安機構の保安庁の方面に移行されるような場合は性格が幾分変わる、現在の海上保安庁にあるところの性格に或るものがプラスされて来る、こういうふうな御答へがあつたのであります。これは海上警備隊そのものもいわゆる警察予備隊と共

に軍隊的性格を持つて来るのだということに率直に表明したものである、こういうふうには考えないのであります。そこで、そういう要素から考えて行きますと、今回予備隊がいわゆる保安庁の機構の中に海上警備隊と共に織込まれる点、更に又この裝備の点、それから旧軍人が大分採用されて来る、こういうふうな点、募集事務が知事或いは市町村長に委託されて来る、更に国警、自治警に募集の事務を協力させる、それから増員されなければならない、こういうふうな諸要素を考へてみたときに、いよ／＼私はこの警察予備隊というものはいわゆる警察というふうな方面を逸脱して来るのである、こういうふうなことが考えられるのであります。が、国民におきましてこの点どうもまだ政府の考え方をはつきり受取つておられないだらうと思ふ。むしろこれは軍隊ではないかというふうな考える面が非常に強いのではないかと思つておるが、そ

ういふ点につきましてもはつきりと、これは軍隊でない、警察である、そういうふうなことを一つ大橋國務大臣からここで解明してもらいたい、こういうふうな考えなのであります。が、その点を一つお願いします。

○國務大臣(大橋武夫君) 警察予備隊の性質につきましては、從來からいろいろの機会に申し上げておるわけでございますが、現在の警察予備隊令におきましては、警察予備隊というものの性格を「わが国の平和と秩序を維持し、公共の福祉を保障するのに必要な限度内で、国家地方警察及び自治体警察の警察力を補うため警察予備隊を設け、このいふに書いてあるわけだ、ございまして、これは飽くまでも国内の治安を維持することが警察予備隊の目的である。こういうふうな相成つてゐるわけでございます。従ひまして警察予備隊の員数にいたしましても、隊員の数にいたしましても、予備隊の裝備にいたしましても、この目的の範囲内において必要と認められる限度で設けられるものであるわけでございます。従ひまして、これは飽くまでも警察予備隊という一つの国内治安を維持するための機関でありまして、外国との戦争を目的とした軍隊ではない、こういうふうな政府としては考え又さうあるべきものである。こう思つておる次第でございます。この点におきまして、この警察予備隊というものの本来の性格なり又規定の趣旨が変更せん以上は、この予備隊が如何なる行政機関の所轄にならうとも、それは毫も警察予備隊の目的なり性格なりを變更するものではない、こう考へております。いわんや、この隊員の募集に當つ

て、国家地方警察に募集事務を担当して頂く、或いは府県市町村に募集事務を手伝つて頂く、こういうことによつて、その性格が変るものとは考へておらない次第でございます。

○若木勝藏君 今の御説明では、私はやはり在来と同じように納得の行かないものがあると思つておる。成るほどそれは警察予備隊というものは警察である、こういう觀念は私は持ち得ないだらうと思つておる。そこで、なぜ一体国警、自治警というふうなものの存在してゐるときに、こういう一つの軍隊的な組織を持たなければならんか、予備隊を作らなければならんか、この点について一つ伺いたいと思つておる。具体的にお願ひいたします。

○國務大臣(大橋武夫君) 從來の我が国にいたしましては、国内治安は普通警察が第一義的に担当いたしました。そして、これが補充的なものであつたわけでございます。これらの陸軍又は海軍の部隊というものは、第一義的には外国との戦争ということがこの軍隊としての目的でございます。併しながら国内治安の上におきましても非常事態に際しましては府県知事の要請によつて出動をいたしましたり、或いは又戒嚴に際しまして出動をする、そして又国内の治安の最後の保障をいたしておつたわけでございます。今日、我が国が終戦によりまして陸海軍を失つてしまつたのでございまして、併しこれは、決して我が国の治安が、從來のごとく一般警察力に對するより以上の実力的な保障がなくては保ち得ないというふうな状態に改善されてゐるとい

うことを意味するのではないのでございまして、国内治安の実情にかかわらず、敗戦の結果として軍隊というものが廃止されたわけでございます。併しながらこのことは、国内治安の面から言いますと、非常に大きな出来事でございます。国内治安の実情が従来と何ら異ならない、その基調が変つておらんということであり、軍が従来に會つて国内治安の上において担当いたしましたところの役割というものを担当すべき何らかの機関が必要となるのではなからうか、その要求に従つて生れたものがこの警察予備隊であつたわけでありまして、従来占領中におきましては、成るほど日本の軍隊はなくなつたのでございまして、併しながらそれに代つて占領軍の軍隊というものがあつたわけでございます。曾つて日本の陸海軍が日本の国内治安の上において果してあつた役割というものは、終局的には占領軍の兵力というものであつて期待できることは申すまでもないのであります。併しながら日本の持つてゐる軍隊と、占領軍の軍隊というものは性格的にも、又国民の感じの上にもいろいろの遠いがあるわけでございます。占領軍さへあれば警察以外に何もなくとも国内治安はそれでいいではないかという考え方のままで、必ずしも通らない、こう思うのでございまして、それがために占領中からすでに警察予備隊というものが生れざるを得なかつたのであると思つてございまして、このことは、平和克復後におきまして占領軍が駐留軍となつて、従来より日本国民の前から一層後退いたします場合には、この予備隊とい

うものが一層国内治安の上において重大な使命を持つことになることを意味するのでございまして、その結果、警察予備隊の拡充ということも当然に必要になつて行くわけでございます。これが予備隊の拡充をいたそうという趣旨でございます。

きめられ、それに伴う装備というものがきめられておる。この点は軍隊と全く違ふ点でございます。併し、でき上つたこの一つの勢力を持った部隊というものが国内治安の最後の後盾であるといふことの点においては、曾つての軍隊の果してあつた役割を今日演じつつあるといふことは言えると思つておられます。併しながら、これを軍隊と言ふことのできません理由は、曾つての軍隊は、これは国内における治安の最後の後盾といふことが本来の目的となつて上つたものではないのであつて、外国と戦争をするといふことが主になつて、それを主として上つたものでありますから、人員にいたしまして、装備にいたしまして、戦争といふものを眼目に置いて作ら上げておつた、いわば国内における治安の後盾といふ面は、これはその本来の目的にあらざり、そういう面にも便宜用いられたという程度の事柄であります。然るに今回の警察予備隊におきましては、曾つての軍隊が国内において、ときたま果したところの、そういう役割を今日国内において果すことを主たる目的として組織されておる、こゝろの点が軍隊と警察予備隊との根本的な相違であるのでございまして、この点は保安隊に切替へる場合におきまして、政府としては今日の予備隊の目的、性格、そしていふものをそのまま保安隊に持込みたい、こう考へておるのであります。

これは、いわゆる軍隊というふうな形になつて出ないといふことを裏書きしたように思つておられます。それでよろございませうか。

○国務大臣(大橋武夫君) 私の立場といたしましては、十一万で予備隊の員数は十分であるとは考へておりません。併しながら今の日本の国内情勢、それから経済情勢、こゝろのものを考へ合せまると、差当り今年度といたしましては十一万が限度である、こう考へておるわけでございます。今後の増員といふことにつきましては、今後の国内の治安情勢なり、又経済再建に伴います国民の負担力といふ問題もございまして、これは政府といたしましては慎重に検討しなければならぬ事柄であると思つておられます。

○若木勝蔵君 今の御答弁で以て私は、考へるのであります。併し、いふゆる従来における軍隊に代るような形を持つたものが必要になつて来ると、これがすでに私はこの警察予備隊といふふうなものは、警察という範囲を超えて軍隊的な性格を持つてゐるものだ、そういうことを大橋国務大臣は申されてゐるのではないか、いふゆるこの再軍備の一つの段階でないかといふふうに考へられるのでございまして、この点如何でございませうか。

○国務大臣(大橋武夫君) 警察予備隊といふものは部隊組織を持つておりまして、曾つて軍隊が部隊組織を持つておつたのとその点は同じでございます。それから又、警察予備隊といふものは普通警察以上の武器を携行いたしております。そういう点においても昔の軍隊と……少くとも警察以上の実力を持つてゐるといふことは、これは昔の軍隊と同じであるといふことが言えると思つておられます。併しながら軍隊といふものの本質的な点は、これらの装備なり兵力なりといふものが、外国と戦争をするといふことが、これが軍隊の本当の目的でありまして、そういう限度において決定されて行く、これに反しまして警察予備隊は国内治安を守るということが主たる目的でございます。従ひまして、それだけの目的のために必要な隊員の数といふものが

○若木勝蔵君 今の御答弁で以て、いふゆる軍隊の定義付けは面白い定義付けであります。併し、こゝろによりまして、結局御説明によるといふ予備隊といふようなものは全く海外に

○国務大臣(大橋武夫君) 増員の限度といたしましては、国内治安確保の必要なる範囲といふことが限度になる、こゝろの点でございまして、それが一休数的な準備としてほどの程度のものであるかといふことにつきましては、なお政府といたしましては研究をいたしておるところであります。

○若木勝蔵君 過般の何か新聞で見たのであります。大橋国務大臣は更にこれを十八万に増員するといふようなことを関係方面から要請されて、さうして、これに對してまあそのように考へて行くといふようなこともあつたやうであります。この点は如何でございませうか。

○国務大臣(大橋武夫君) 私はさういふ要請を受けた事実はないと思つておられます。又さういふ要請を受けて考へていふこととを誰びとも申上げたことは記憶はございません。

○若木勝蔵君 そうすると、今のところ十一万が大体予想されたいわゆるこの講和の発効後におけるこゝろの治安の状況から見ても、先ずこの辺が限度であると、こう考へてよろしうございませうか。

○国務大臣(大橋武夫君) 私の立場といたしましては、十一万で予備隊の員数は十分であるとは考へておりません。併しながら今の日本の国内情勢、それから経済情勢、こゝろのものを考へ合せまると、差当り今年度といたしましては十一万が限度である、こう考へておるわけでございます。今後の増員といふことにつきましては、今後の国内の治安情勢なり、又経済再建に伴います国民の負担力といふ問題もございまして、これは政府といたしましては慎重に検討しなければならぬ事柄であると思つておられます。

○若木勝蔵君 もう一つ、先ほど高橋委員から御質問がありました。これはこの徴兵事務につきまして、この知事それから市町村長に對する委託の問題であります。委任の問題でもありますが、これは非常に私は先ほどの御質問のあつた通り、いふゆる自治体の自立性、自主性といふものに對して大きな一つの侵害とも行きます。併しながら、制約を加へるといふように考へられます。それから又、これが従来の徴兵事務、いわゆる徴兵といふやうな方面にだん／＼予備隊の募集が變つて行くのじやないか、こゝろの点も考へられて、前質問者と同様な感じを持つておられます。先ずこれに對するこゝろの政令で定めるといふことになつておられます。大体要綱でも伺いたいと思つておられます。

○政府委員(江口見登留君) 先ほどどういふ事務について府県なり、市町村なりに仕事を委任するかといふ点につきましては、大臣のほうからお答えを

申し上げましたが、大体そういう点を骨子といたしまして必要な規定を設けて行きたいと思つておるのでございませう。つまり志願票の交付とか、その受付とか、或いは試験場、つまり応募者が出席したときに、身体検査なり、その他の簡単な能力検査なりをやる場合がございまして、その試験場の設置という問題につきましては、予備隊自体の手では、予備隊がおかれていないような県もございまして、そういうようなところでは、府県なり市町村のお世話をお願いすれば執行できま

る関係もございまして、政府としてはしましては、やはり政府自身の費用を使つてやる仕事でございまして、一応指揮監督権というものを法律に規定を願う、これが建前上そうならなければならぬものでございまして、そういういたした程度でございまして、これはその指揮監督権を用いまして、関係区域からどの程度の応募者を出すように割当するとか、或いは又、どの程度の合格者を出す、こういうようなことは、私も考へておりませんし、又予備隊の募集というものは、これは志願者の自発的な意見に基いて隊員に応募して

予想はいたしてありません。この点は十分に、なお予備隊の当局としても注意をいたしたいところでございませう。○三好始君 保安庁に関する問題は、正規に法律案が提出された際に詳細に質疑をいたしたいと思つております。又警察予備隊令の一部改正案については内閣委員会において詳細な質疑をいたしたいと思つておりますが、先ほど大橋国務大臣から保安庁に関する一応の御説明がありました際でありまして、印象の新しい間にただ一、二の点だけをこの際伺つておきたいのであります。私はお尋ね申し上げます前提として、現在の警察予備隊と切替へが予定されておる保安隊との間に性格上の相違があるかどうかということをお尋ねしたかったのであります。この点はすでに性格の相違がないという御説明でありました。この点に関する限りは私と大橋国務大臣は同じような考え方を持っております。結論は著しく違つた考え方なのであります。性格に相違がないということに関する限りは同意見であります。ところでお尋ねいたしましたのは、警察予備隊、海上警備隊が非常時の存在であるという御説明でありました。これはどういう意味であるのか承りたいのであります。つまりこの非常時という言葉は、外的侵入に備へる場合も含んでおるのかどうか、こういうことなのであります。先ほど若木委員のお尋ねに対する御答弁の中にも、予備隊は国内治安を守ることに主たる目的であるという「主たる」という言葉を使われまして、それは全部の目的であるとは言われませんでした。この主たる目的であるという表現は、或いは非常時のな

○若木勝蔵君 今のような委任であるならば、わざわざ厳めしく内閣総理大臣の指揮監督を受けというような、こういう文句もなくてよきさうだと思つた、これは相当私はこれに對して、強制的なものがあるように思つたのであります。これを率直に申し上げますと、これを割当するとか、或いは推薦させるとか、そういうふうなことはお考えになつておるかどうか、この点を承わりたい。

○若木勝蔵君 今のような委任であるならば、わざわざ厳めしく内閣総理大臣の指揮監督を受けというような、こういう文句もなくてよきさうだと思つた、これは相当私はこれに對して、強制的なものがあるように思つたのであります。これを率直に申し上げますと、これを割当するとか、或いは推薦させるとか、そういうふうなことはお考えになつておるかどうか、この点を承わりたい。

○若木勝蔵君 今のような委任であるならば、わざわざ厳めしく内閣総理大臣の指揮監督を受けというような、こういう文句もなくてよきさうだと思つた、これは相当私はこれに對して、強制的なものがあるように思つたのであります。これを率直に申し上げますと、これを割当するとか、或いは推薦させるとか、そういうふうなことはお考えになつておるかどうか、この点を承わりたい。

○若木勝蔵君 今のような委任であるならば、わざわざ厳めしく内閣総理大臣の指揮監督を受けというような、こういう文句もなくてよきさうだと思つた、これは相当私はこれに對して、強制的なものがあるように思つたのであります。これを率直に申し上げますと、これを割当するとか、或いは推薦させるとか、そういうふうなことはお考えになつておるかどうか、この点を承わりたい。

○若木勝蔵君 今のような委任であるならば、わざわざ厳めしく内閣総理大臣の指揮監督を受けというような、こういう文句もなくてよきさうだと思つた、これは相当私はこれに對して、強制的なものがあるように思つたのであります。これを率直に申し上げますと、これを割当するとか、或いは推薦させるとか、そういうふうなことはお考えになつておるかどうか、この点を承わりたい。

○若木勝蔵君 今のような委任であるならば、わざわざ厳めしく内閣総理大臣の指揮監督を受けというような、こういう文句もなくてよきさうだと思つた、これは相当私はこれに對して、強制的なものがあるように思つたのであります。これを率直に申し上げますと、これを割当するとか、或いは推薦させるとか、そういうふうなことはお考えになつておるかどうか、この点を承わりたい。

○若木勝蔵君 今のような委任であるならば、わざわざ厳めしく内閣総理大臣の指揮監督を受けというような、こういう文句もなくてよきさうだと思つた、これは相当私はこれに對して、強制的なものがあるように思つたのであります。これを率直に申し上げますと、これを割当するとか、或いは推薦させるとか、そういうふうなことはお考えになつておるかどうか、この点を承わりたい。

て急行をいたしてあるという実情もございませう。そこで「主たる」と申し上げたわけでございます。

それからこの御質問に関連いたしまして、そういう非常時というこの意味の中には、外敵の侵入の場合が入るか入らんかということに御質問でございませうが、私は治安上の非常時でありませう、その原因が如何なる場合をも入り得ると考えておりますから、特に外敵侵入の場合は入らぬという説明はできないと、こう思うのでございませう。

それからシビリアン・コントロールということ私が文官優位制と訳しましたに關連して、それなら武官という

ものもあるのかという御質問でございませうが、予備隊におきましては武官というものはございませう。シビリアンというものは、ユニフォームに対する言葉としてシビリアンという言葉を使っております。だから正確には一般職員と予備隊の制服職員、こういう言葉が正確かと存じます。併しながら制服職員と申しまして、とにかくこれらの職員は軍隊と同様に部隊組織を持ち、指揮命令によつて一元的な統一ある活動をするものでございませうし、又その武器としては一般に使用しております以上の武器を持つておるのでございませうから、これを、かようなものはどうしても、行政管理をいたして行く上におきまして国内における最大の實力に相成りますから、これを完全に政府の統制下に置くことにつきましましては、各国がその国の軍隊を政府の統制下に置く、そういう行政機構というものをよく研究をいたしまして、やはりそれ相当の考えを以て工夫をいた

たす必要があるかと、こう存じまして、保安庁におきましては軍隊ではないにいたしまして、やはり現実には武器を持ち又その命令によつて行動をさせるところの制服職員というものの職務権限なり地位なり、又それを監督指揮いたしますところの一般職員というものの地位なり、そういうもののあり方については余ほど慎重に考える必要がある、こう存じまして、やはり文官優位制と申しませうが、シビリアン・コントロールと申しませうが、そういった制度がやはりこの予備隊についても必要である、こう考えた次第でございませう。

○岡本愛祐君 警察予備隊令の一部を改正する等の法律案につきましてはいろいろ質問をいたしたいことがあるのでありまして、一時間くらいかかりますから、もう一、二回連合委員会を持つことに委員長においてお取計らいをお願いしたいと思います。

今日御質問をいたしたいのは、先ほど大橋國務大臣から御説明のありました保安庁設置要綱について御質問をしたのであります。第一にこの保安庁の警備隊並びに保安隊が予備隊のものであるというお話であります。警察予備隊の後身である保安隊につきましてはそれでいいのでありますが、海上のほうの警備隊につきましては予備隊のものとはばかり言わないで、その一部と言いますか大部が、やはり従来通り海上の警備隊に当る職務をやらせられない理由はどうであるか、それを伺いたしたいのであります。つまり具体的に言いますと、予算委員会その他大橋國務大臣から御説明がありまして、このたびの海上警備隊というものを設けて

六千人の増員をする、そうして千五百トンの船を十隻、三百五十トンの船を五隻、アメリカから借りて、そうしてそれで以て警備に當る、こういうふうな御構想であります。で、千五百トンの船の十隻につきましてはこれはまあ予備隊のものとして置いて置かれてもいいかと思ひます。いわゆる、今おつしやつた非常時というようにときに出るというこれにしないとき常に出るに過ぎる、それで不経済だからそれは予備隊のものにするという話は話として一応わかりませう。併し三百五十トンの五十隻については何も予備隊のものにしておく必要はないのじやないか、現在の警備隊にございませうが、これが十分であれば問題ありませんが、甚だ私は不十分であるというところは従来から申し上げておるのであります。それで現在の余りに不十分な警備隊を補うためにこの三百五十トンの五十隻を使うことが適當である、これは小さい船でありますから、今の警備隊でも確か五百トン、六百トン級はあるのでありますから、だからそれは普段からお使いになつて、そうして密輸入、密輸出というものを十分に取締ることにせられたほうが適當であると思ひます。それを何故かしないで、そういうふうにお考えになるか、それをお伺いしたいのであります。それが第一点であります。

○國務大臣(大橋武夫君) この海上警備隊の所屬の船舶を平常業務である海上警備隊業務のためにできるだけ使えようように考えたかどうか、こういう御趣旨の御質問だと考えます。この点は全く御尤もに存するのでございませうが、ただこれらの船はやはり非常の際

に、この十隻の二千トンの船が行動いたします際には、やはりいろいろその船と一緒に一体をなして行動するといふことが必要になるのじやなからうかと思はれるわけでございます。従いまして平素からこの十隻だけを別に訓練して、五十隻だけは平常業務に付けてしまつて、この十隻と五十隻を全然一緒に訓練をしておかないといふことになりませうといふことが行動しようといふ場合に一緒に援助してもらふ、協力して行動するといふ場合が、あろうと思ひますが、そういう場合には不都合を生じますので、一応或る程度まではこの五十隻の小さい船舶も十隻と一緒に訓練をして一緒に行動のできるようにしておきたいことが先ず第一に必要な事柄であると存じます。併し或る程度の訓練ができました後にございましては、これは当然一般の海上警備隊業務のために必要があれば五十隻ばかりでなく、場合によつたらその残りの大きな十隻も応援に出るのはこれは当然でございませうが、これがために保安庁法を立案いたします際におきましては、これらの海上警備隊所屬の船舶の行動につきましては、平常業務でありまする海上警備隊業務のために必要があれば何でも手軽に応援のことができるように、その手続等はできるだけ簡易にいたしまして、そうして海上警備隊業務のための船舶と海上警備隊の船舶とが一体となつて協力できるようにな合にいたしたい、こう考えておるのでございませう。この行動の点につきましては、従いまして何でも平常業務の応援のできるように簡単に仕方を工夫いたしまして、御趣旨に即うようにいたしたいと考えます。

○岡本愛祐君 只今の御説明はまだ私の納得するところまで行つていないのであります。まあ予備隊にあれば現在の警備隊に當つておる隊のほうの予備は要りませんから、それだけプラスになるということとはわかるのであります。どうも五十隻も三百五十トンの船を持つておりながら、平常の警備に使えないといふところが私はどうもおかしいと思ひます。まあそれだけ意見を申し上げておきまして、それからなぜこの海上警備隊本部というものをこの保安庁の本庁のほうに特に別に設けるという外局的存在にせられたか、第二幕僚長とその海上警備隊本部の長との關係、これは全く關係がないようでありませうが、そういうことは非常に不便じやなからうか、やはり第二幕僚長のほうにこの海上警備隊業務の事務を持たしたほうがいいんじゃないか、こういうふうにお考えになるのでありますが、なぜこれを全く別個の組織にする必要があつたか、その点を御説明をお願いしたいと思います。

○國務大臣(大橋武夫君) この点は新機構の立案に際しましていろいろ研究をいたしたわけでございまして、只今岡本委員のお述べになりましたような考え方も考えて見たこともあるわけでございませう。併しながらこの海上警備隊は先ほども申し上げました通り緊急事態、非常時の場合を先ず第一段に予想いたしまして専らそういう際のために訓練をし、又そういうことを予想いたしまして平素からいろいろ研究を進める、こういうことに専念をさせて行きたい。これに反しまして海上警備隊業務というものは平常業務でございまして、この關係いたします

る仕事の範囲というものは非常に広汎なのでございます。例えて申しますると、現在やつております事柄では普通の海上警察と申しますか、いわゆる密出入国の取締り或いは海上における犯罪の取締り、こういうたものもございます。そのほかに海上における衛生法規の執行であるとか、或いは関税法の執行であるとか、いろいろ本来の保安庁のプロパーの仕事でなくして他の各省大臣の管轄の仕事の下請的な仕事をこの海上警備本部ではいたしておるわけでございます。従いまして、この海上警備救難本部というのは單に保安庁長官なり或いは内閣総理大臣の指揮を受けるばかりでなく、それ／＼の業務につきましては出入国の取締りの關係につきましては外務大臣の指揮を受けるなければならぬ、又犯罪の檢舉につきましては法務總裁の指揮を受ける、関税關係では大蔵大臣の指揮を受ける、又場合によつては農林大臣の指揮を受けることもある、こういう各省大臣の指揮を受けなければその仕事でできないことでございます。従いましてこれは一つの附屬機關といたしまして、切離しましてそうして直接に各省大臣から指揮を受けるという現在の形をそのまま残しておくということが、法律技術の上から申しましても又行政管理の上から申しましても適當であると、こう考えまして、これだけは一般の内局から外した立て方をいたしたわけでございます。

○岡本愛祐君　只今の御説明は、お考
え方はわかりました、又非常に御苦心
の点であると思います。併し予備的の
ものであるとすればやはり一体になつ
ておつたほうがいいのじやないかとい

うふうな氣もするのであります。そのほうがなお連絡がよくなりはしないかというふうに私は考えるのであります。これが又、別の案を考えられておつたように海上警備救難の事務が運輸省に残るといふようなことであればこれは非常に連絡が悪いのでございまして、保安庁の長官の下にこの事務も納められるといふことは、私はこのほうが適當であると、こういうふうに考えておるのであります。が、一歩を進めてやはり第二幕僚長の下にこれを付けたほうがいいんじゃないかといふふうに考えるのであります。これも意見に互ひりますからそれだけ申上げておきます。

それからもう一つ、これは根本的のことではありますが、一体警察予備隊といい、海上保安庁の今までの分はそれほどでもありませんが、今度予備的になつて来る海上警備隊というものは、今各委員からお話がありましたようにどうも日陰者のようになつておるのではありません。警察予備隊員であれば国の治安の維持に當る実に尊い仕事をしておるのでありますから、大いに誇りを持つていいはずであります。ところが今では誇りを持ってない状態であります。おかしな話の実例を申し上げますと、私の友人に画家がおりまして、そうしてこういう警察関係又は警察予備隊員、海上保安隊員というような国の治安に當つて身命を投打つて働いておる人々の姿を国民の前に明らかにして、国民に対してそれが値する尊敬を払つてもらはなくてはならぬ、敬愛の情を起してもらわんといかんというので、いろ／＼前年からやつております。ところが警察予備隊員の生活を絵葉書など

んかにいたしまして、そうしてこれを普及しようと思つてそれをこしらえておりました。で、予備隊員はこれはなかなかよくできてゐるというので賞めはするんですが、それを故郷へ出しなす、その故郷の者とか友人が、そういうものを送つてもらつちや困ると、軍隊みたいなものでないかと、そういうものはもう送らないでおいとくれといううなことがしばしばある。そうでありまして、これはよほど考えなければならんことで、それが人心の実に微妙の点に触れておると思つてその点を話すのでありますが、私も実は驚いたものであります。こういうことは、いかん、こんなことで、治安の任に当るなんて大きな目的を掲げておつて、而もその任に就いておるこの名譽ある隊員が自分から自分を卑下しなければならんといううなことは、これは大變なことだと、こういうふうに私は思います。そこで今度保安庁といううなもの、を新たにお作りになるとすれば、そこ、にこういうことが拭拭さるべき何か斬らしい精神というものを、どうしても立てなければならん、そうして、みんなが本心に誇りを持つて又国民がそれを敬愛し信頼して、喜んでそれに送込むというふうにしなければいけないだらうと私は思います。そういうことについて大樺國務大臣においてどういう御用意があるか、それを伺つておきたい。

○國務大臣(大橋武夫君) 実は警察予備隊は、創設の際には警察予備隊という名前前でございまして、これは警視庁の警察予備隊というようなものがたくさんでございまして、これにいろいろな感じを、一般国民に与えておつたと思

うのでございます。又實際応募されたかたは、その中にも、そういうふうな予想で入つて来られたかたが相当おありのことと存じまするし、又その御家族のかたへにおいてもそういうつもりでおられた向きもあつたろうと思うのでございます。併しながら警察予備隊というものは、国内治安のための最後の後ろ楯となる実力組織でございますから、これは場合によりましては政府の命令に従ひまして大なる危険を冒しても公共の福祉のために立つて、活動しなければならぬというものでございまして、このことは非常に大きな犠牲と、それから努力を要する仕事である、こう考えるわけでございします。従ひまして警察予備隊の隊員でありまする以上は、必要な場合においては自分の一切を犠牲にしても国民の福祉のために、国内の治安を守るといふ固い決意が当然あるべきものでありますし、又現在においてはことごとくそういう決意の下において隊員は働いてゐると確信をいたしてゐるのでござ

いますただ一般の世間におきましては、なお、これは初めに考へておつたものと非常に違ふじやないかというような感じを持つておられることは、これは遺憾ながら、なお事実でありますし、又そのことについてそれが国家として必要であるかどうか。又そういうものを今日日本が育成して行くことがいいかどうかということについてのいろ／＼な批判のあることも事実でございます。政府といたしましてはこれらのいろ／＼な情勢を考えまして、予備隊なり或いは海上保安隊なりというものゝの趣旨、目的をよく国民諸君の間に普及徹底いたし、又これに對します

○岡本愛祐君　今の点は誠に重要なことと私は思うのでありまして、政府が表に掲げて募集をされるものに応募する、それに入つて見るとそうでない面が大部ある。こんなはずじやなかつたがと思うし、又それが郷党の人に聞えて、何だ顔面通りじやないじやないかかということになる。従つて、予備隊員とか警備隊員が日陰者みたような気持ちになるということが断じてないようにして頂きたいと思うのであります。もう一点だけ伺つておきますが、これは言いにくいことでありますが、従来警察予備隊におきましても、それから海上保安庁におきましても、物資

の購入とかその他について随分、醜聞が起りました。これはどのくらい警察予備隊や海上保安庁の何と申しますか、名誉を傷つけたかわからないのであります。これは断じて今後ないようにして頂かなければならないのであります。保安庁の発足に当りますときに、そういうことができないような組織を何か考えておられるか。今まで非常な大きな金高の嵩むものを購入することをしておりながら、やはり組織が脆弱であつたと思うのであります。そのことについてどういふふうなお考えを持つておりますか。それを伺つておきます。

○国務大臣(大橋武夫君) 予備隊は、従来御承知の通り一昨年の予算は二百億、これは約八月以降の分だけで二百億、昨年は当初予算並びに補正予算を合計いたしますと、三百億以上ということになつてゐるわけでございませう。これらは何分にも新らしく発足いたし、而も他の官庁と違ひまして、被服、食糧、一切を部隊で供給する。そうして又、隊員は全部宿泊せしめる、こういう関係で、いろいろ品物を多量に、而も短期間に買わなければならぬ。而もこれに当ります職員は、発足当初でありまして、非常に手不足でございまして、その事務に忙殺され、又監督者といひまして、なかなか部下を監督するよりも、自分が先に立つてどん／＼処理して行かなければならない実情でございまして、この間御指摘のような遺憾な事柄がありましたことは誠に残念に思つてゐる次第でございませう。その後予備隊といひましては、特にかようなことを予備隊に対する国民諸君の御支援、御協力を

頂く上から申しまして、非常に遺憾なことであるといふことを、関係者一同よく自粛をいたしまして、最近におきましては相当自粛の実を挙げつつある、この確信をいたしてゐる次第でございませう。なお、この上とも十分にこれらの必要な職員の数をも増し、又経理に関する機構を完備し、これに対する監督の機構につきましても最近整備をいたして参りたい。なお一層留意をいたしまして、誤りなきを期したいと存じます。

○岡本愛祐君 委員長にお願いをいたしましたのですが、警察予備隊令の一部を改正する等の法律案を審議する必要上、この度の増員になつた三万五千、それをどういふふう配備するのか、その配備をした結果、どこ／＼がどういふふう殖えるのか、現在員がどのくらいあるか、そういうような詳しい表を出して頂きたいと思ひます。なぜその点を申上げると申しますと、共產党の諸君がこの三万五千の増員について非常に疑惑を持つておられる。それは補給部に非常に多くの増員が行つて、それは結局外国に出て行く、何と申しますか、長い補給を要するための増員じやないかという疑問もありませんので、その点をはつきりしておきたいと思ひます。そのために出して頂きたいと思ひます。

○委員長代理(西郷吉之助君) 本日はこの程度にいたしまして、本日は内閣委員長がおられませんか、後刻協議いたしまして、来週早々又連合委員会を開きたいと思ひます。

本日はこれで散会いたします。

午後一時九分散会

昭和二十七年四月二十八日印刷

昭和二十七年四月三十日發行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁